

3. 再商品化義務を負う事業者(個人も該当します)

「ガラス製容器包装」「ペットボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」のいずれかの容器を使って商品を販売している事業者は、容器包装リサイクル法の定める「特定事業者」として再商品化義務が生じます。また、これらの特定容器を製造等している事業者も「特定事業者」として再商品化義務が生じます。

「特定事業者」は次の3つに区分されます。

(1) 特定容器利用事業者

販売する商品に特定容器を用いる事業者(特定容器のついた商品を輸入する場合も含む)
例: 食品、清涼飲料、酒類等を製造し、容器につめて販売する製造業者/卸・小売業者/
飲食店(テイクアウト用)/容器入り食品の輸入業者など。

(2) 特定容器製造等事業者

特定容器の製造をする事業者(特定容器を輸入する事業者を含む)。
例: びん、紙箱、袋などの容器製造業者/容器の輸入業者など

(3) 特定包装利用事業者

販売する商品に包装紙などの特定包装を用いる事業者(特定包装のついた商品を輸入する場合も含む)。
例: 食品などの製造業者/卸・小売業者/飲食店(テイクアウト用)/包装した食品の輸入業者など



特定容器、特定包装とは？

「容器包装」は「特定容器」と「特定包装」に区分されます。

「特定容器」は主務省令で定められており、鋼製、アルミニウム製、ガラス製、紙製、プラスチック製、その他の各素材別に容器の形状、構造を有しているもの。

「特定包装」は、特定容器以外のものと定義されており、概ね「商品を包んでいるもので、その面積の2分の1を超えているもの」が判断の目安になります。

詳細は http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/yoki/y_law/index.html

ガイドライン「容器包装に関する基本的な考え方」を参照してください。

小規模事業者は法律の適用除外になります

上記(1)から(3)の事業者であっても、次の企業規模であれば適用除外となります。

主な業種	常時従業員数		年間売上高
製造業等	20人以下	かつ	2億4000万円以下
商業・サービス業	5人以下	かつ	7000万円以下